

登校届(登校許可証以外の感染症)

対応

1 病名によって登校届の用紙が違います。

下記□内の疾病については医師の証明による「登校許可証」が必要です。

「登校許可証」は学校へ取りに来てください。(ダウンロード・FAX 不可)

1 百日咳	7 結核
2 麻疹(はしか)	8 髄膜炎菌性髄膜炎
3 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	9 流行性角結膜炎
4 風疹(三日ばしか)	10 急性出血性結膜炎
5 水痘(みずぼうそう)	11 溶連菌感染症
6 咽頭結膜熱(プール熱)	

2 上記以外、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症などの感染症は下の用紙「登校届」をお使いください。インフルエンザの出席停止期間につきましては、次ページの『インフルエンザ出席停止期間早見表』を参考にしてください。

ご注意ください

1 登校停止解除となる前に用紙はご準備ください。保護者の方が記入し、登校日に必ず持たせてください。記入の不備や忘れた場合は確認の連絡をさせていただきます。お子様の体調によっては、停止期間の延長や医師の診断書の提出をお願いする場合があります。

2 「登校届」の提出がない時は、「出席停止」扱いとなりませんのでご注意ください。

きりとり

登校届(病名 _____)

町田市立町田第一中学校長 様

医師より登校許可がおりましたので、登校させます。

① 休んでいた期間 _____ 月 日() ~ _____ 月 日()

② 解熱した日 _____ 月 日()

③ 医師の登校許可がおりた日 _____ 月 日()

④ 受診医療機関名 _____

令和 _____ 年 月 日

_____ 年 組 番 生徒氏名

_____ 保護者氏名

出席停止期間早見表

2026/4/1 現在

★インフルエンザ

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後、2日を経過するまで

*発症日は0日、解熱した日は0日

*解熱した日より、以降登校可能日が延長される。

*ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校×	登校×	登校可		
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校×	登校可		
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可		
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可	
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可

★新型コロナウイルス感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

*発症日は0、解熱した日は0日

*解熱した日より、以降登校可能日が延長される。

	発症日 0日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後1日目に解熱した場合	発症	<u>軽快</u>	解熱後 1日目	登校×	登校×	登校×	登校可	
発症後2日目に解熱した場合	発症	有症状	<u>軽快</u>	解熱後 1日目	登校×	登校×	登校可	
発症後3日目に解熱した場合	発症	有症状	有症状	<u>軽快</u>	解熱後 1日目	登校×	登校可	
発症後4日目に解熱した場合	発症	有症状	有症状	有症状	<u>軽快</u>	経過後 1日目	登校可	
発症後5日目に解熱した場合	発症	有症状	有症状	有症状	有症状	<u>軽快</u>	軽快後 1日目	登校可